

## 就学支援金とは？

「高等学校等就学支援金」は、すべての高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てるために支給されるものです。

\* 就学支援金は保護者の市(町村)民税所得割額が 304,200 円未満の世帯に対し一単位あたり 4,812 円が国から支給されます。また保護者の市(町村)民税所得割額に応じて支給額が加算されます。(下表参照)

(但し平成 25 年以前に高校に入学された方は就学支援金の算出方法が異なります。詳しくは学校までお問い合わせください)

\* 就学支援金の対象となる期間は 48 ヶ月です。以前に高校に在籍した月数も含まれます。

\* 卒業に必要な 74 単位を上限として支給されます。74 単位を超えて履修した単位は支援の対象外です。以前に他の高校で履修した単位数も含まれます。

\* 1 年間に支給対象となる登録単位の上限は 30 単位までです。1 年間に 30 単位を超えて登録した単位は支援の対象外です。

\* 学費は承認された就学支援金を授業料から差し引いてご案内します。

【就学支援金の支給額】 ※就学支援金額は授業料額(一単位)が上限となります

市町村民税所得割額 (保護者合算)	加算割合	就学支援金額(一単位あたり)
生活保護・非課税(0円)	2.5倍	9,000円
1円以上 51,300円未満	2倍	9,000円
51,300円以上 154,500円未満	1.5倍	7,218円
154,500円以上 304,200円未満	加算なし	4,812円
304,200円以上	支援金対象外	

## 大阪府在住の方へ

下記の要件を満たしている場合、国の就学支援金に加えて大阪府の補助金(授業料と施設設備対象)を受けることができます。詳しくは学校までお問い合わせください。

- 1) 生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に住所を有していること
- 2) 10月1日時点で在学していること
- 3) 就学支援金を受給していること
- 4) 保護者の所得が所得要件を満たしていること(年収目安 590 万円未満世帯であること)